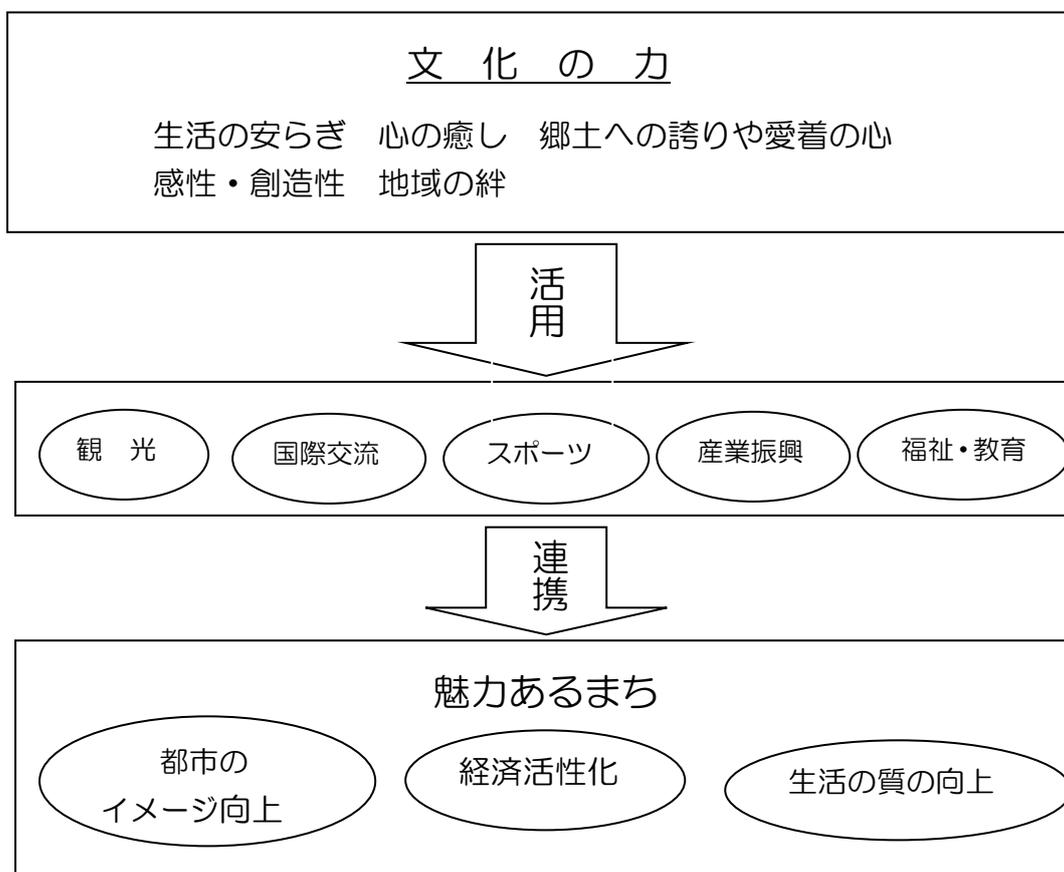


第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

文化は人々の生活に安らぎや心の癒しをもたらし、また、地域の文化は郷土への誇りや愛着の心を育てます。特に、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性や創造性を育て、豊かな文化力の基礎を育てます。さらに、文化活動の輪を広げ、継続することは、人と人の結びつきを強め、地域の絆を深めるとともに、観光や教育など様々な分野と連携することにより、地域の活力を向上させ、地域経済の活性化にもつながります。

本市においても、歴史ある都市として、心豊かな市民生活を実現するとともに、都市の魅力を高めていくため、まち全体で「文化」の振興を図り、「文化」の力をまちづくりに活かしていくことが必要であり、本計画において、本市の文化振興にあたっての基本的な考え方や方向性を示す指針とするため、策定するものです。

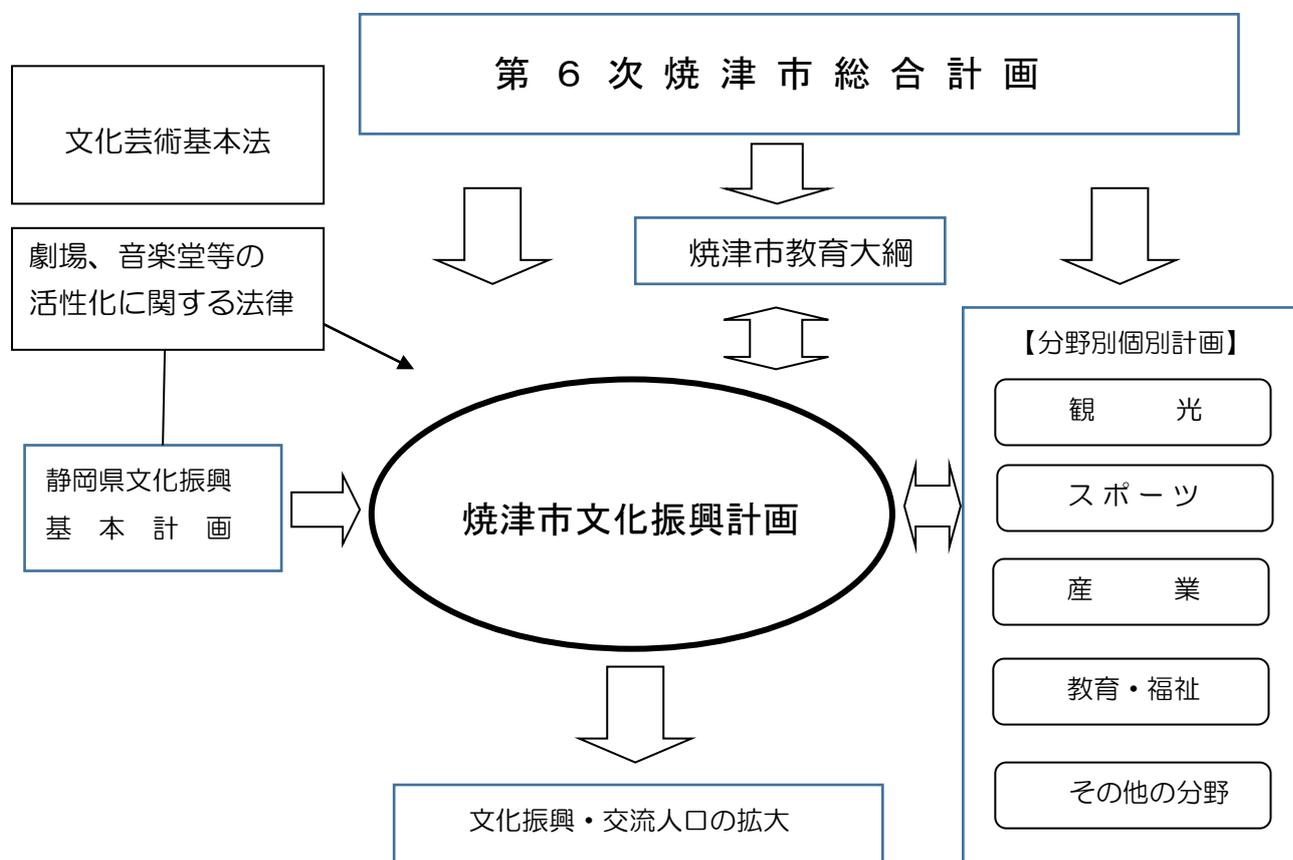


2 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法の第4条※において「地方公共団体の責務」として策定及び実施するものとされている“地域の特性に応じた施策”を計画的に実施するために策定するものです。

また、本計画は第6次焼津市総合計画で掲げる文化の分野に関する計画であり、総合計画と整合性を図るとともに、観光、スポーツ、産業、教育・福祉などの分野と密接な関係があるため、分野別個別計画との整合性も図り策定します。

そして、この計画が、本市の文化振興の方向性を提示し、さまざまな主体との連携を促すなど、市民の文化活動の道しるべとしても役立つことを目指します。



※文化芸術基本法第4条

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 計画の期間

本市の文化政策に関する中長期的な方針を明らかにするという性格を有している本計画は、計画期間を2019年度から2028年度までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際には、必要に応じて見直しの検討を行います。

4 文化の定義

この計画において「文化」とは、文化芸術基本法における芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財を主な範囲と考えます。加えて、市民生活の背景となっている、歴史や景観、デザインを関連分野として定義します。

分野	例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化・国民娯楽及び出版物	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 囲碁、将棋その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
関連する分野	歴史、景観、デザイン

※文化芸術基本法第8条から第13条に基づき、焼津市の定義としてまとめたものです。